

【労務トラブルに駆けつけ】 弁護士出張相談のご案内

- ☑従業員から突然、損害賠償請求や解雇無効などの内容証明郵便が届いてしまった！
- ☑ユニオンから団体交渉の申し入れが届いた！
- ☑労働基準監督署から調査予告通知が届いてしまった！
- ☑労働局からあっせんの通知が届いた！
- ☑裁判所から労働審判や裁判期日の呼び出し状が届いた！

労働基準
監督署

裁判所

どうしよう！？ どうすれば良いのか！？



**お任せください！
急な労務トラブルに駆けつけます！
弁護士が出張相談します！**

《担当弁護士のご紹介》



【略歴】

- 1977 石川県金沢市生まれ、東京都三鷹市育ち
- 2004 弁護士登録
- 2008 弁護士法人設立 現在6法律事務所を経営

- ・40人規模の法律事務所オーナーかつ弁護士プレーヤー
- ・経営者協会労務法制委員会の講師など、多数の講師実績
- ・1000人規模の上場企業の労務顧問弁護士を担当
- ・個人事業主から上場企業まで幅広く使用者代理業務を実働

弁護士 谷 靖介（東京弁護士会所属）
たに やすゆき

ご相談の流れ

◆お問合せ

メールやお電話で「労務トラブル駆けつけ相談」のご利用希望とお気軽にお問合せください。事情を簡易ヒアリングをし、対象トラブルの場合は日時調整します。

弁護士法人リーガルプラス 東京法律事務所

TEL : 03-6265-1817

(受付時間/平日10:00~18:00)

E-mail : taniyasuyuki@bengoshi-lp.com



◆出張相談

無料

※ 当法人顧問企業、社会保険労務士・税理士・公認会計士・司法書士・中小企業診断士・コンサルタント及び企業団体ご関係者からのご紹介、セミナー/勉強会/講演会のご参加者、法律相談で弁護士が名刺交換させていただいた方からのご紹介が無料対象となります。

※上記にあてはまらない場合、出張費用として33,000円(税込)をいただきます。



出張法律相談の対象*

- ・労働基準監督署、労働局、裁判所からの調査や期日呼び出し
- ・従業員に弁護士がつき、法的請求がなされている場合
- ・従業員から下記の請求を書面でなされている場合(口頭メールは除く)
 - ①残業代請求などの未払い賃金請求
 - ②損害賠償請求(解雇ハラスメント労災などを根拠)
 - ③配点命令、出勤停止や減給等の懲戒無効
 - ④解雇無効

*上記にあてはまらない紛争性が乏しい事案(処遇への意見や不満、人間関係のトラブルや調整、労務管理のコツ)に関しては、出張法律相談の対象とはなりません。

対象エリア

- ・東京駅又は日本橋駅から実移動時間1時間未満の企業
東京(23区・多摩)、千葉、神奈川、埼玉
- ・片道1時間以上を要するエリアは、出張費用(1時間あたり1万1,000円)あり

◆弁護士による代理活動

費用(税込)

活動費用* 月88,000円(月5時間以内、超過分別)

*案件1件あたり。事案の難易、稼働負荷、手続き内容により個別調整いたします。

活動期間 3か月~

解決報酬	非金銭事案	22万円~66万円
	金銭事案	減額分の11%~22%